

平成27年6月1日から

長期優良住宅の認定申請に必要な書類が変わりました。

■認定申請に必要な書類で追加されるのは、以下の書類です。

(1) 建築基準法第6条第1項に規定する確認をうけた建築物である場合



確認済証（写し）

が必要になります。

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項に基づく建築基準関係規定の適合審査を申し出る場合で、構造計算適合性判定を求める建築物である場合



適合判定通知書

が必要になります。